

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

株式会社ダイフクビジネスサービス

資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
	円		円
(資 産 の 部)	(1,430,252,939)	(負 債 の 部)	(707,540,008)
流 動 資 産	601,552,416	流 動 負 債	324,811,696
現金及び預金	74,940,223	買 掛 金	146,554,700
売 掛 金	211,445,887	未 払 金	9,026,589
商品及び製品	11,565,192	リ ー ス 債 務	14,280,660
前 払 費 用	58,777,081	未 払 費 用	80,601,995
繰延税金資産	12,827,229	未 払 法 人 税 等	9,554,100
短期貸付金	223,133,107	未 払 消 費 税 等	2,298,832
未 収 入 金	1,753,517	前 受 金	62,280,710
リース投資資産	7,110,180	預 り 金	214,110
固 定 資 産	828,700,523	固 定 負 債	382,728,312
有形固定資産	292,226,565	退 職 給 付 引 当 金	541,000
建 物	60,582,054	リ ー ス 債 務	40,718,460
構 築 物	992,295	資 産 除 去 債 務	2,470,852
車 輛 及 び 運 搬 具	169,073	預 り 保 証 金	338,998,000
工 具 器 具 備 品	8,664,863	(純 資 産 の 部)	(722,712,931)
土 地	200,000,000	株 主 資 本	722,712,931
リ ー ス 資 産	21,818,280	資 本 金	95,000,000
無形固定資産	10,666,611	資 本 剰 余 金	100,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	10,666,611	そ の 他 資 本 剰 余 金	100,000,000
投資その他の資産	525,807,347	利 益 剰 余 金	527,712,931
投資有価証券	208,000,000	利 益 準 備 金	23,750,000
関係会社株式	1,795,560	そ の 他 利 益 剰 余 金	503,962,931
繰延税金資産	1,632,657	繰越利益剰余金	503,962,931
敷金保証金	289,493,500		
リース投資資産	24,885,630		
合 計	1,430,252,939	合 計	1,430,252,939

個別注記表

株式会社ダイフクビジネスサービス

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

② 無形固定資産(リース資産を除く) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は従業員の退職金支払に備えるため会社の規定により計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

1,900 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

平成25年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額

11,020,000 円

・1株当たり配当金額

5,800 円

・基準日

平成25年3月31日

・効力発生日

平成25年6月26日

3. その他の注記

該当事項はありません。

4. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が899,948円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が899,948円増加しております。